

2014. 9. 11.

淑徳大学アーカイブズ

松井昭男氏よりコピー提供.

石井進監修 大三輪龍彦・関幸彦編
『山下野長林寺乃研究』
(新人物往来社、二〇〇六年二月)

抜刷

徳川家康の関東入国と長林寺

平野明夫

部時代」をもうけ、第一節「関東移封と知行割」、第二節「検地と農民支配」、第三節「江戸城下町の建設と流通統制」の三節をたて、家臣への知行宛行および蔵入地の配置、天正の検地と文禄の検地、江戸の町割・屋敷割と国役町の成立について論じている。

その後は、この三点を中心に研究が進められている。家臣への知行宛行および蔵入地については、和泉清司「関東入国時における徳川氏の領国形成」(『関東近世史研究』第一五号、一九八三)・同「関東領有時代における徳川氏直轄領の支配とその機能」(『日本海地域史研究』第九輯、一九八九)¹⁾、市村高男「関東における徳川領国の形成と上野支配の特質」(『群馬県史研究』第三〇号、一九八九)によって、推進された。また、天正・文禄の検地については、自治体史の隆盛にともない、各地で検地帳の発見とその分析が行われ、中野達哉「関東領有期、武蔵国における徳川氏の検地と在地把握について」(『駒沢史学』第五〇号、一九九七)などの成果を得ている。もっとも、それらは地域を限定したものが多く、徳川領国全体を対象とした研究は少ない。そして、江戸城下町の建設については、鈴木理生「江戸と城下町」(新人物往來社、一九七六)、水江漣子「家康入国」(角川書店、一九七六)などによって文献史学の立場から進められるとともに、考古学が近世までを含めた江戸を対象とするようになり、その発掘成果に基づく江戸の町の研究が進んだ。

近年は、北島正元氏が示した三つの論点に加えて、関東へ入った徳川氏を、豊臣大名と正しく位置づけ、徳川氏と豊臣政権との関係を考察した論考も出されている。その嚆矢となったのは、市村高男氏の前掲論文である。その題に接して、筆者も「豊臣政権下の徳川氏」(『地方史研究』第三〇五号、二〇〇三)で、豊臣大名としての徳川氏の実態を検討した。また、家康の拠点選択(江戸居城)理由については、岡野友彦「家康はなぜ江戸を選んだか」(教育出版、一九九九)などで論じられ、江戸が家康の関東入国以前から、関東における政治・経済の中心地であった事実に基づいて、必然的選択であったことが明らかにされている。

はじめに

天正十八年(一五九〇)七月、小田原北条氏が滅亡した。このことは、関東に大きな変化をもたらした。福聚山長林寺も、その変化の渦中にあった。最大の変化は、領主の交代である。日本全国が豊臣秀吉によって統一され、徳川家康が関東の領主として入国する。こうした状況の変化に対して、長林寺がどのように対応したのか。この点を考えたい。具体的には、長林寺が天正十九年十一月日付けで徳川家康から与えられた寺領寄進状・禁制受領の背景を考察する。

寺領寄進状は、これによって長林寺の寺領が確定するので、その確定の経緯を検討する。ただし、残念ながら、長林寺の寺領確定の経緯を示す史料は管見に触れないので、他寺社の事例を検証することによって考える。禁制については、発給時期や内容を考察する。それによって、長林寺の当時の状況を推測したい。

もっとも、長林寺宛の文書が単独で発給されたものではなく、徳川氏の関東における領国経営のなかで出されたものであることはまちがいない。したがって、これらの文書の意義は、徳川氏と長林寺との関係のみではなく、徳川領国全体のなかで考察されなければならない。

徳川氏の研究のなかで、関東入国後の政策についての成果は多くない。最も体系的な研究は、北島正元「江戸幕府の権力構造」(岩波書店、一九六四)であろう。北島氏は、第一部「大名徳川氏の権力構造」に第二章「関東入

その一方で、北島氏が論じなかったそのほかの論点、たとえば寺社政策などは等閑視されている感がある。もちろん、言及している論考もある。宇高良哲「全阿弥考—徳川家康の初期の寺社取次ぎ役—」(『大正大学研究紀要』第六四輯、一九七八)⁽³⁾が、徳川家康の寺社政策を担当した全阿弥(内田正次)を通して、関東入国以前から開幕後までの家康の寺社政策について述べており、全阿弥が天正十九年十一月の朱印状発給に関与し、それに関する諸事を載っていたことを明らかにした。しかし、全阿弥が関与した政策に偏っており、徳川領国全体に及んでいない。したがって、関東入国直後の寺社政策は明らかにっていない。

こうした研究状況をふまえ、長林寺にあてられた徳川家康文書の背景を考察し、徳川氏の関東領有期における寺社政策の一端を示したい。

(注)

- (1) 両論文は、のち和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的研究」(文献出版、一九九三) 第一篇「徳川幕府成立過程における領国の形成と支配」第二章「関東領有時代の領国形成と支配」に改稿して再録されている。
- (2) 筆者も、「台東区史 第一巻」(一九九七) 第三章「関東武士団の活躍」第3節「後北条氏の江戸支配」で論じた。
- (3) のち宇高良哲「徳川家康と関東仏教教団」(東洋文化出版、一九八七)に再録。

一、寺領確定経緯

天正十八年、軍事的に圧倒的な豊臣軍が、関東へ侵攻してきた。領主交代を予感した寺社は、豊臣軍に接触し、寺社領の安堵を申請する。そうしたなかで、前田利家は、天正十八年六月一日、つぎの文書を出した(『武州文

書』所収「龍穩寺文書」⁽¹⁾。

当寺門前并寺領之百姓等、如前々寺家可令馳走候、誰々郡司ニ被仰付候共、無異儀之様、涯分可申理候、聊不可有疎意候、恐々謹言、

天正十八 羽柴筑前守

六月朔日 利家(印・印文「利家」)

武州

龍穩寺

この文書は、武蔵越生(埼玉県越生町)の龍穩寺に対して、門前・寺領百姓の安堵を伝えた書状である。前田利家が、越生地域を所領とした形跡がないにもかかわらず、こうした支配に関わる文書を発給したのは、利家が上野から武蔵へと進軍する上杉氏ら北国勢の総指揮官であったことによるのであろう。つまり、戦時下では、方面軍の指揮官が、占領地の鎮撫のため、臨時的に寺領安堵を伝達したこともあったと理解される。

関東入国以前の徳川氏に対する寺社の対応も、同様に理解するのが妥当であろう。たとえば、武蔵岩付(埼玉県岩槻市)の浄国寺が、関東入国以前の徳川氏に接触している(『浄国寺文書』⁽²⁾)。

此表在障之条、内々可尋申候之節、珍簡殊一折送給候、喜悅候、委細青道口上相合候、恐々謹言、

七月二日

家康(花押)

浄国寺

〔意訳〕 この表（小田原）に在陣していることについて、（家康のほうから）ひそかに尋ねようと思っていたところ、（かえって浄国寺のほうから）書状と、とくに一折を送られ、喜んでおります。詳しくは青道に申し含めました。

これによって、浄国寺から家康への音信が明確であり、家康も浄国寺への連絡を企図していたことがうかがえる。ただし、それぞれの目的・内容は不明である。このときの音信が、のちの寺領安堵につながった形跡はない。岩付城攻めに、家康家臣の本多忠勝や鳥居元忠らが参加していたことと関連があるのかもしれない。もしそうであるならば、前田利家と龍徳寺の関係に類似していると捉えられよう。

もつとも、関東入国以前の徳川氏と接触することによって、入国後に寺領安堵を得たケースもある。下総生実（千葉市）の大巖寺住持である穩運社安譽虎角雲湖は、檀那である原氏が白井城を開城した翌日の天正十八年五月十九日、家康の重臣酒井家次に書状を送った（『檀王法林寺文書』³）。

雖聊爾候、別紙二申達候、仍 家康様関東八州御案堵之由、無其隨風聞令申候、就其当寺檀那二候原吉丸幼少二候得共、白井為物主在城之処、從 関白殿御下知故、無是非出城之分候、然則於当国下総之内、如前々自 家康様御扶持候者、其身之事者不及申、至愚僧迄生前之大慶不可過之候、原家中年寄共相談、以使者申上度存候得共、御機嫌難計奉存令遠慮候、兼又当寺之事、於何篇如前々不可有相違之段、御判形申請度願望候、此等之子細共、貴殿偏奉慮候間、具被達高聞候而可給候、万依御返報、重而可申宣候、恐惶謹言、
（天正十八年）
五月十九日

安譽（花押）

酒井左衛門尉殿

参御陳所

〔意訳〕 失礼ながら、別紙に申しました。家康様が関東八州を安堵されるとの広く知れ渡っている風聞を聞きました。そこで、当寺（大巖寺）の檀那である原吉丸は幼少ながら、白井城（千葉県佐倉市）の物主（大將）として在城したところ、関白（秀吉様）の命令のため、しかたなく城を出た様子です。そうであるので、当国下総国内で、以前と同様に、家康様から御扶持（知行）をいただければ、原吉丸はいままでもなく、愚僧（安譽）まで生前の慶びがこれに勝るものではありません。原家家中の年寄共が相談して、使者を派遣して申し上げたいとおもっていますが、（家康様の）ご機嫌がわかりませんので遠慮しました。さらにまた、当寺（大巖寺）のことも、何事においても以前と同様に違いがないという（家康様の）御判形（安堵状）を申し受けたいと願望しています。これらのことは、貴殿（酒井左衛門尉殿）をもつぱら頼みますので、詳しく（家康様へ）お伝えください。万事ご返報で、さらに申し述べます。

このように、安譽は、家康の重臣酒井家次に、原家と大巖寺の再興を家康へ取り成すよう依頼したのである。安譽は、家康が関東八州を秀吉から与えられるとの風聞を聞いたことよって、この書状を酒井家次へ書いたように記している。しかし、先の前田利家の事例を考慮するならば、家康の家臣であり、白井城攻撃の主力である酒井家次を通じて、房総方面進軍の大體的な立場にあった家康に対して、安堵を請求したと捉えられる。家康が関東八州を秀吉から与えられるとの風聞を聞いたというのは、特別な取次ルートをもたない安譽が、世間に広まっていた風聞を、家康への取次を確かなものとするために利用したと考えられる。
この要求を受けた家康は、大巖寺へつぎの返書を出した（『大巖寺文書』⁴）。

就当表出陣芳翰井一折到来、遠路殊怡悦候、委細御使僧可有演説候、恐々謹言、

(天正十八年)
五月廿二日

家康(花押)

大蔵寺

〔意訳〕 当表(小田原)に出陣していることについて、書状と一折をいただき、遠いところを、とくに喜んでいきます。詳しくは(大蔵寺からの)御使者(に伝えましたので)申し述べるでしょう。

具体的には、使僧の口上にゆだねられているので内容が不明ながら、安普の依頼に対する対応を述べたと推測される。その対応の一つが、つぎの市橋兵吉宛に出された書状である(「大蔵寺文書」)。

其地御在番御辛勞察入候、仍大蔵寺之儀、於田舎我等本寺之事候間、諸事御心付願入候、委細西尾小左衛門尉可申候間、不能詳候、恐々謹言、

(天正十八年)
五月廿五日

家康(花押)

(也)
一橋兵吉殿

〔意訳〕 その地の在番の苦勞、お察しします。大蔵寺は、田舎においては私の本寺(6)ですので、諸事心付けを頼みます。詳細は西尾小左衛門尉吉次が申しますので、詳しくは述べません。

宛名の一橋が市橋の誤記であることはまちがいない。兵吉については、長勝に比定するのが一般的である。しかし、長勝が、秀吉の美濃国内直轄領の代官であり、このときすでに下総守を称していたことは、天正十七年十一月二十一日付けで美濃国御蔵入所々目録として出された秀吉朱印状の宛名に、市橋下総守とあることによつて

明らかである(「市橋文書」)。家康が、官途・受領名をもつ秀吉の代官を務める人物に、官途・受領名を使用しないとは政治的に考え難く、市橋兵吉は長勝とは別人と捉えるのが妥当である。確証はないものの、長勝の子ではないかと思慮する。

実名が不明なので、市橋兵吉の動向を把握することは困難ながら、「其地御在番」とあるので、大蔵寺に近い小弓城に在番していたと推定される。そして、市橋長勝との関連によつて、秀吉側近の一人と推測される。このように、家康が、秀吉側近と推測される市橋兵吉に大蔵寺のことを依頼したのは、大蔵寺を含む地域が市橋兵吉の軍政下にあつたためであろう。

この文書が、大蔵寺に残されていることによつて、市橋兵吉宛であっても、実際に手渡されたのは安普に対してであつたと考えられる。文書は、それによつて利益を得る人に渡されるという原則に則つたもので、安普は、この徳川家康書状を持って市橋兵吉のもとへ行き、提示して実行を依頼したのである。市橋兵吉が、この書状を受けて、どのような施策を行ったのかは不明である。ただし、家康のこうした動向の背景には、家康が大蔵寺を「於田舎我等本寺」と認識していたことがあろう。大蔵寺は特殊であつたといえる。

これらの事例を考え合わせると、家康が秀吉から、正式に関東への転封を命じられた天正十八年七月十三日(8)以前の関東は、徳川氏を含めて、豊臣軍による臨時的軍政下にあつたと捉えられる。したがって、徳川氏による関東経営政策が始まるのは、天正十八年七月十三日、正式に関東への転封を命じられて以降と捉えられる。それ以前の関東諸社に対する諸策は、進駐軍としての臨時的施策である。

天正十八年七月十三日以降で、最も早い寺社に対する徳川氏の文書は、大蔵寺へ与えた寺領安堵状である(「大蔵寺文書」)。

下総国生実大蔵寺々領并盛城等事、

右如先規之領掌不可有相違者也、仍如件、

天正十八年

七月廿八日

大蔵寺

(原田家書)
(花押)

この寺領安堵状では、寺領高が記されていない。寺領高は、(8) 天正十八年十一月四日付け大久保長安・原田種雄連署寺領目録に示されている〔大蔵寺文書〕。

生実大蔵寺領事

一七頁五百五文 生実之内

一四頁百文 千葉之内

一四頁百九十五文 かも之内

一五頁文 阿所かやば

一五頁文 森之内

屋敷分

右前々御所務之由候間、任証文書出申者也、

(天合書)
大十兵衛

天正十八年
羽

十一月四日

(原田家書)
原と左衛門尉

生実之内
大蔵寺

〔意訳〕 大蔵寺領として、生実のうちで七頁五〇五文、千葉のうちで四頁一〇〇文、かものうちで一頁一五五文と、かもの中のかやばで五〇〇文、森のうちに屋敷分として五頁文を、以前から所領としている。そうなので、証文に任せて書き出した。

寺領の合計は、一八頁三〇〇文である。生実は、千葉市中央区生実町に比定され、檀那である白井原氏の本来の拠点であった。千葉は、千葉郡・千葉庄のうちであらうけれども、具体的には不明である。強いていえば、千葉市中央区市場町あたりであろうか。かも・かもの中のかやばは、未詳である。あるいは、上総国市原郡加茂村(千葉市原市加茂)であろうか。森は、千葉市中央区大蔵寺町に比定され、大蔵寺の所在地である。したがって、屋敷分とされたのである。これらの寺領が、戦国期以来所持してきたものであることは、以前から所領としていえる。証文に任せて書き出したと記していることにより明白である。具体的な比定地が未詳の地があるものの、散在的な寺領であったことは指摘できる。

このように、いち早く戦国期以来の寺領の安堵を受けた大蔵寺も、天正十九年十一月、長林寺などとともに、家康から寺領寄進状を受ける〔大蔵寺文書〕。

寄進、大蔵寺

下総国千葉郡生実郷内百石事、

右如先規令寄附之訖、弥守此旨、抽武運長久之精誠、殊仏法相統、不可有怠慢之状如件、

天正十九年辛卯十一月日大納言源朝臣朝臣

〔意訳〕 寄進する大巖寺へ。下総国千葉郡生実郷のうち一〇〇石を、前例の通り寄付する。まちがいはなく、このことを守って、武運長久のまごころを尽くして祈禱することをはげみ、とくに仏法を受け継ぐことに怠慢があつてはならない。

天正十九年七月五日、徳川氏は、大巖寺領の検地を実施している。その検地帳は、「下総国千葉郡森村大巖寺領」とされ、高は一〇八石九斗八升六合である〔大巖寺文書〕。石高の近似性によって、家康寄進状の生実郷と、検地帳の大巖寺領は、同一と考えられる。その小字をみると、御駕下・大巖寺下・大巖寺たい・大巖寺東たい・東たい・大巖寺西たい・本門前・本門北・大巖寺東台・池下・大巖寺門前となる。これらは、近世生実郷のうちであり、現在の大巖寺町に比定される。したがって、家康の寄進状に記された生実郷は、近世の生実郷であり、才（天正十八年）十一月四日付け大久保長安・原田種雄連署寺領目録に記された寺領のうち、生実・千葉・かものは含まれないことになる。「円的な寺領」といえる。「如先規」としながらも、「寄進」「寄附」とあるように、安堵ではなく、新たに寺領を確定した寄進であった。

このように、天正十八年安堵の際には圓高で、散在的であった大巖寺領が、天正十九年には石高で「円的になつた」。ここに、関東へ入国した徳川氏の寺社政策の一端がはいまみられる。中村孝也「徳川家康文書の研究 中巻」所収の天正十九年十一月付けの徳川家康寺社領寄進状を徴すると、いずれも寺社領は一郷村内である。戦国期に、いずれの寺社もが一円的寺社領であったとは考え難いので、このときの寄進で、改めて一郷村内に設定さ

れたと考へざるをえない。したがって、散在的寺社領を、一円的しかも寺社の膝下に集中した寺社領へ移行させることが、意図されていたと捉えられる。

こうした事実をもとに、長林寺の寺領について考えてみよう。長林寺は、天正十九年十一月、他の寺社とともに、つぎの文書を与えられた〔長林寺文書〕。

〔権現様御朱印之写〕

寄進 長林寺

下野国足利郡山川村之内貳拾石之事、

右、令寄附訖、殊寺中可為不入者也、仍如件、

天正十九年辛卯

十一月日

これによって、長林寺は、下野国足利郡山川村（栃木県足利市）のうちで、二〇石を寄進され、寺中を不入とされた。

天正十九年十一月の寺領寄進が、散在的であった寺社領を膝下へ集中させているので、それ以前の寺領を、この文書の村・石高からはうかがえない。ただし、「如先規」という文言がみられないので、所持してきた由緒をもつ寺領がないと推測される。その一方で、山川村のうちに寺領を寄進されているということは、この時点における長林寺の山川村所在を証明している。これらによって、天正十八年七月以降に、長林寺は山川村に移転したと推測される。

寺領確定の状況を追うことによって、天正十八年七月以降における長林寺の山川村所在を推測した。

(注)

- (1) 杉山博・萩原龍夫編『新編武州古文書 上巻』角川書店、一九八二再版、五〇三頁。
- (2) 中村孝也『徳川家康文書の研究 拾遺集』日本学術振興会、一九七二、七五頁。徳川義直『新修 徳川家康文書の研究』徳川黎明会(吉川弘文館発売)、一九八三、二二六頁。年代は、中村孝也氏の推定による。全阿弥が関与していないので、天正十八年と推定するのが妥当であろう(後述)。
- (3) 宇高良哲『徳川家康の関東移封年次考』『徳川家康と関東仏教教団』。初出は『徳川家康の関東移封時期に関する一考察』『法然学』第二号、一九七八。年代推定も同論文による。
- (4) 『千原真史』 中世編 附家文書 二七四頁。この文書が天正十八年であることの確証はない。しかし、二月在陣中に該当するのが、天正十八年と文禄二年であり、文禄二年の同種の文書は、すべて全阿弥(内田正次)の取次(具体的には、家康書状の文末に「愛細全阿弥可申候」などとある)によることが明らかにされている(宇高良哲「全阿弥考—徳川家康の初期の寺社取次ぎ役—」。こうした事実を考慮して、天正十八年に比定した)。
- (5) 『千原真史』 中世編 附家文書 二七四頁。
- (6) 『松田舎我寺本寺』については、「家康は那珂三河の浄土宗寺院大樹寺・信光明寺・松成寺等の本寺という意味で使ったのではなからうか」という宇高良哲氏の指摘がある(『徳川家康の関東移封年次考』)。
- (7) 『岐阜県史』 史料編 近世二六頁。
- (8) 家康が秀吉から関東への転封を命じられた時期については、宇高良哲『徳川家康の関東移封年次考』による。家康の移封年月日について、川田貞夫『徳川家康の関東転封に関する諸問題』(『書院紀要』第一四号、一九六二)のち小和田哲男編『徳川氏の研究 戦国大名論集12』吉川弘文館、一九八三に再録)、坂本増夫『徳川氏の関東入国』(『原本増夫』江戸幕府と譜代藩 堆山閣、一九九六。初出は大田区史研究「史誌」第三四号、一九九二)は、六月初旬に、家康へ関東転封の通告があったとする。しかし、関連文書の年代比定に誤謬があり、宇高良哲氏が述べるように、通説通り、天正十八年七月十三日とするのが妥当であろう。

- (9) 『千原真史』 中世編 附家文書 二七三頁。
- (10) 『千原真史』 中世編 附家文書 二七五頁。
- (11) 『千原真史』 中世編 附家文書 二七六頁。現存するのは、写である。
- (12) 『千原真史』 史料編 3二九六頁。
- (13) 徳川領国において、天正十九年に、貫高から石高へ移行したことは、秋澤繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『中世の恵』同人編『論叢 中世の恵』吉川弘文館、一九七七)のち三鬼清一郎編『豊臣政権の研究 戦国大名論集18』吉川弘文館、一九八二に再録)に指摘がある。秋澤氏は、表紙転換時期を天正十九年五月とする。
- (14) 『龍ヶ崎市史』 中世史料編 四六六頁。『栃木県史』 史料編・中世四』は東京大学史料編纂所蔵「御朱印留」から採録している(三〇六頁)。

二、禁制受領

長林寺は、徳川家康から、つぎの禁制も受けた(『長林寺文書』)。

制禁

一寺中山林井木、爰不可伐取、若違犯之爰於有之者、不嫌甲乙之人、可為罪科者也、仍而如件、

天正十九年辛卯

十一月日

〔意訳〕 禁止すること。長林寺中の山林ならびに木を、みだりに切り取ってはならない。もし違反する者がいたならば、だれかれを限らず、罪科に処すべきである。

形状は木札であり、墨書きの部分のみが凸状に残存する。墨書きの部分は、墨で保護され、墨のない部分が風雨によって朽ちたものである。したがって、長年月にわたって掲示されていたと推測される。禁制は、紙に書かれた原本を受領者が木に写して掲げる場合と、木に書かれた原本を与えられる場合とがあった。長林寺の禁制の場合、紙に書かれた文書を長林寺が木に写して掲げたと推測される。その際、書き出しの禁制を制禁と書き誤ったのであろう。書き出しを制禁と書くのは一般的でないもので、やや疑問もあるけれども、このように制禁を誤記と捉えるならば、原本を写したものととして大過なからう。

この禁制発給については、明治二年（一八六九）四月付け当寺創立開基由緒書三通井二旧寺領門前百姓屋鋪部共記録（長林寺文書）に、禁制は寄進状と同時に与えられたとの記述がある。⁽¹⁾日にちは明記されていないものの、寄進状と同日に与えられたと考えられる。

長林寺宛禁制のほかに、辛卯（天正十九年）十一月付け武蔵江戸（東京都文京区）の吉祥寺宛徳川家康禁制（武州文書）⁽²⁾・天正十九年十一月付け相模平塚（神奈川県平塚市）の阿弥陀寺宛徳川家康禁制（新編相模国風土記稿）⁽³⁾も、同じく、天正十九年十一月付け寄進状と同日と推定される。このように、天正十九年十一月に、徳川家康から寺社領を寄進された寺社のなかで、同日に禁制を受けた寺社があった。

一方で、それ以前は禁制を受けていた寺社もある。徳川氏の関東入国後、いち早く寺領安堵を受けた大蔵寺は、天正十八年七月日付けで、徳川家康から禁制を与えられている（棟林誌）⁽⁴⁾。中村孝也氏は、安堵状と同日の七月二十八日に出されたと推定している。大蔵寺は、天正十九年十一月に禁制を受けた兆候はみられない。

これらの発給状況を見ると、天正十九年十一月以前に禁制を受けていない寺社が、天正十九年十一月の寺社領寄進状と同時に禁制も受けたと推測される。寺社領の確定とともに、寺社内の治安維持も寺社にとっては重大事であった。新たな領主との間に、保護・被保護の関係を築いておく必要がある、寺社側から禁制発給の申請が出

されていたと考えられる。

もつとも、徳川氏の関東入国以前は、豊臣政権へ申請していた。たとえば、下総香取神宮は、浅野弾正少弼長吉（長政）・木村常陸介宛に禁制の発給申請をしたようである（風軒文書集「香取文書」）⁽⁵⁾。

懇令啓入候、今度就 御動座、香取神領十式ヶ村、同大戸六ヶ村警固御判、神角介方手纏以申請候処、無相違之条、其段祝着之至候、抑就御動座勅精誠巻致奉進上、此旨能々御披露所仰候、殊貴殿江致丹精巻致令進覽候、猶於此上茂武運長久之御精誠、不可有怠慢候、弥々当社安全之御守護可為肝要候、恐々謹言、
（天正十八年）
五月晦日
（長吉）
 浅野弾正少弼殿
 謹上
 木村常陸介殿 参御障所

正散位上大中臣盛房（花押影）

〔意訳〕 あらためて文書で申し述べます。今度関白秀吉様御出陣につき、香取神領一二か村と同じく神領の大戸六か村を警固するとの御判物（禁制）を、神角介を通じて申請したところ、相違なく下されて、満足しております。いったい、今度秀吉様御出陣につき、まごころを尽くして祈禱した巻子を秀吉様へ進上いたします。このことをよくよく秀吉様へご披露してください。ことにあなた様へ心をこめて祈禱した巻子をさし上げます。なおこのうえも、秀吉様の武運長久をまごころ尽くして祈禱することに怠慢はありません。ますます当社の安全の御守護が肝要です。

このように、秀吉の関東出陣に際して、香取神宮領内の警固のための判物（禁制）を申請したところ、禁制を受けられたとある。その禁制は、つぎのものである（香取神宮所蔵文書）⁽⁷⁾。

下総國神部郡拾式ヶ村
同大戸六ヶ村

禁制

- 一 当手軍勢乱妨狼藉之事、
- 一 放火之事、
- 一 対地下人百姓非分申服儀、付彦毛刈取候事、
- 右条々堅令停止罷、若違犯之輩於在之者、可處嚴科者也、

浅野彌正少弼(花押影)

天正十八年五月日

木村常陸介(花押影)

これは、豊臣軍の乱妨狼藉、放火、百姓たちへ道理に合わないことを申し掛けること、麦を刈り取ることを禁じたものである。

香取神官の場合、浅野長吉・木村常陸介という房総方面に進軍してきた豊臣政権の奉行へ申請し、奉行の禁制を受けた。香取神官以外では、秀吉の朱印状による禁制を受けた郷村・寺社もある。残存する豊臣政権発給の禁制は、大量である。こうした申請が各地郷村・寺社から出されたことが知られる。

しかし、長林寺から発給申請が出されたかは不明である。現在、秀吉禁制が発給された形跡がないことは確かである。あるいは発給申請をせず、禁制を受けられなかったのかも知れない。そして、そのことが、常陸小基の地を融れなければならぬ一つの要因になったと想像することもできよう。

徳川氏が関東へ入国すると、寺社は改めて徳川氏へ禁制発給を申請した。その結果が、天正十九年十一月など

の禁制であろう。

豊臣政権の禁制がほぼ同文であるのに対し、徳川氏の禁制は、寺社によって異なっている。それは、寺社の申請に基づいて作成されたと考えられ、明記された事項が各寺社にとっての課題であったと捉えられる。そこで、他寺社の禁制と比較して、長林寺の当時の課題を考えてみよう。

武蔵江戸の吉祥寺宛禁制は、三か条で出されている(『武州文書』)。

禁制

- 一 殺生燕断之事、
- 一 竹木切採事、
- 一 横合非分之事、

右、三か条令停止了、若於背此旨輩者、速処罪科者也、仍如件、

辛卯

十一月

吉祥寺

禁止事項を列挙すれば、殺生をすること、竹木を切り取ること、寺院に關係のない立場から道理に合わないことを申し掛けることである。長林寺宛禁制は、山林・木伐採のみであるので、殺生をすること、寺院に關係のない立場から道理に合わないことを申し掛けることが異なる。

相模平塚の阿弥陀寺宛の禁制は、写した際に「一」が脱落しているものの、同じく三か条である。

ただし、付けたりがあるので、全五か条である〔新編相模国風土記稿〕。

軍勢甲乙人、濫妨狼藉之事、

附、殺生制断之事、

放火之事、附、山林竹木狼不可切取之事、

对寺僧門前之輩、非分之儀申掛之事、

右之条々令停止畢、若於違犯之族者、忽可被処重科者也、

天正十九年十一月

軍勢などだれもかれもが濫妨狼藉をはたらくこと、殺生すること、放火をすること、山林や竹木をみだりに切り取ること、寺僧や門前の者へ道理に合わないことを申し掛けることを禁じている。長林寺・吉祥寺宛の禁制とは、軍勢などだれもかれもが濫妨狼藉をはたらくこと、放火をすることが異なっている。
大蔵寺宛禁制は、五か条である〔檀林誌〕。

禁制

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、

一 放火之事、

一 殺生之事、

一 对当寺并門前百姓等、非分之儀申懸事、

一 材木截用之事、

右之条々堅令停止之詔、若於違犯之輩者、忽可被嚴科者也、

天正十八年七月日

軍勢などだれもかれもが濫妨狼藉をはたらくこと、放火をすること、殺生すること、寺僧や門前の者へ道理に合わないことを申し掛けること、材木を切り用いることを禁じている。阿弥陀寺宛の禁制と同内容である。

このように比較すると、当時の長林寺にとっての緊急課題は、山林・木伐採の禁止であったことが明確になる。寺内での濫妨狼藉や、殺生、放火、横合非分は、いまだ課題として発生していなかったことであろう。それは、寺地を移して間もなかったためではなからうか。そして、山林や木の伐採が多かったことを想定できる。移した寺地が、長林寺建立直前まで、入会地として利用されていたためとするのはうがちすぎであろうか。そのために、山林や木の伐採が多く、禁止する必要が生じ、新たな領主となった徳川氏へ、山林・木伐採を禁止する禁制の発給を要求したと捉えたい。

ここでは、禁制発給の状況から、常陸小基から下野山川への移転の時期などを類推し、山川での状況を推測した。

(注)

(1) 当寺創立開基由緒書三通并二旧寺領門前百姓屋鋪部共記録によれば、本禁制の原本は、宝曆三年(一七五三)十一月十八日の火災で焼失したという。

(2) 中村孝也「徳川家康文書の研究 中巻」一三二頁。

(3) 中村孝也「徳川家康文書の研究 中巻」九二頁。

- (4) 中村孝也「徳川家康文書の研究 中巻」一八頁。
 (5) 「千葉県の歴史 資料編 中世2 (県内文書1)」二二六頁。なお、香取神宮大祓宜大中臣実勝も、同日付けで淺野長吉・木村常陸介宛に同様の書状を出している(大祓宜家文書〔千葉県史料 中世篇 香取文書〕一七六頁)。
 (6) 神角介については、不明な点が多い。ただし、香取神宮内部の人物ではなく、在地(下総貝塚〔千葉県小見川町〕か)の人物である。なお、伊藤一男「房総戦国土豪の終焉」再論(一)―特に近世的対応の類型について―「中世房総」第二二号、二〇〇二が、神角介について言及している。
 (7) 「千葉県の歴史 資料編 中世2 (県内文書1)」五七八頁。
 (8) 「小田原市史 史料編 原始・古代・中世1 別冊 小田原合戦関係文書目録」に、小田原合戦に際して出された秀吉禁制が網羅的に収録されている。

おわりに

以上、長林寺が、天正十八年十一月に徳川家康から与えられた寺領寄進状・禁制受領の背景を考えた。ここで、本稿によって明らかになった事実を確認しておきたい。

まず、長林寺の歴史については、常陸小笠から下野山川への移転時期を類推した。天正十八年七月、北条氏の滅亡による岡見氏の没落によって、外護者を失ったことを契機にしていると推定した。長林寺は、豊臣政権への禁制要求をしなかったと推測される。その背景には、檀那岡見氏との強いつながりがあったと想像され、それが移転の要因になったと思われる。移転先の下野山川は、それまで郷村の入会地であったかと推定され、移転した長林寺にとっては、郷村民による山林・木の伐採を停止させることが緊急課題であった。その解決のために、山林・木伐採禁止の禁制を徳川氏へ申請し、それを与えられた。寺領は、移転地で保持していなかったものの、天正十九年十一月までに徳川氏へ申請し、天正十九年十一月の寺社領一斉給付時に山川村に寺領を寄進された。つぎに、徳川氏の政策としては、天正十九年に貫高から石高へ移行したとの先学の成果に加えて、散在的であ

った寺社領を、各寺社の膝下に集中化させる政策をとっていたことを指摘した。

最後に、寺社領の膝下集中化政策について、若干論及しておく。

貫高から石高への移行は、豊臣政権の石高制強行方針によって成立したとされている。石高制を貫徹するため⁽¹⁾の具体的施策としては、豊臣政権による御前帳徴収があり、それによって徳川領国内での石高制が成立したと指摘されている。そして、豊臣政権は、京都の権門寺社などの寺社領を所替・削減していたことも指摘されている。⁽²⁾徳川氏による寺社領の膝下集中化は、一つには、豊臣政権の政策に則ったものと評価できよう。それに加えて、寺社領を各寺社の膝下に集中させることによって、寺社の他郷村との関係を断ち切ることも目的としていたと捉えられないであろうか。

寺社は、その存在によって郷村民の求心力となり得る。そのため、寺社領が他郷村に及んでいると、他郷村との入り組み状態が存続することになる。それを断ち切るための施策である。それは、領主が村境域を確定する村切りである。村切りを推進するために、寺社領を各寺社の膝下に集中させたと考えられる。そして、村切りの結果、下総生夷の大蔵寺領のように、寺領を一つの郷(生夷郷)として成立させる場合もあった。⁽³⁾

寺社にとっては、旧来の寺社領地との支配関係を分断され、新たに所領地と支配・被支配関係を構築しなければならぬ欠点があるものの、所領が膝下に集中すると、支配が貫徹しやすくなる。こうした利点が寺社の同意を得られる要素となり、徳川氏の政策実行を容易にする要因になったと思慮する。

徳川氏が、村切り政策の推進に、寺社を利用したことは、長林寺を山川に定着させることを促進したと思われる。徳川氏は、長林寺を把握することで、山川村を行政村として確立しようとしたのであり、山川村では村の中核となる寺院として長林寺を必要としたのではなかろうか。⁽⁴⁾長林寺は、領主からも、村人からも期待されて、山川に移転したと捉えられよう。

(注)

- (1) 秋澤繁「天正十九年豊臣政権による御前殿徴収について」。秋澤氏は、天正十九年十一月、関東二円の寺社領に出された大量の石高表「寄進状」の存在が、徳川氏の石高知行制成立を裏づけるものとしている(三鬼清一郎編「豊臣政権の研究 戦国大名論集18」八四頁)。
- (2) 豊臣政権による権門寺社領の所替・削減については、秋澤繁「大岡政談」(岩波講座 日本通史 第11巻 近世1) 岩波書店、一九九三)を参照。
- (3) もちろん、豊臣政権が、村切りを行わなかったということではない。檢地を村(村)に行うためには村切りが必要である。ここで述べたのは、徳川氏の場合、寺社領の麾下集中化を村切りの促進策にしたということである。豊臣政権は、別の方法で村切りを促進したと推測される。
- (4) 山川村には、長林寺のほか、観音寺がある。観音寺は、長林寺よりも田畑が古いにもかかわらず、徳川家頃から容認を受けていない。徳川氏との関係、あるいは郷村民との関係に何らかの事情があり、山川村の中核となりえなかったと推定される。